

新規上場申請のための四半期報告書

(第31期 第1四半期)

自 2024年1月1日
至 2024年3月31日

株式会社ビジュアル・プロセッシング・ジャパン

目 次

頁

表 紙

第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	1
第2 事業の状況	2
1 事業等のリスク	2
2 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	2
3 経営上の重要な契約等	3
第3 提出会社の状況	4
1 株式等の状況	4
(1) 株式の総数等	4
(2) 新株予約権等の状況	4
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	4
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	4
(5) 大株主の状況	4
(6) 議決権の状況	5
2 役員の状況	5
第4 経理の状況	6
1 四半期財務諸表	7
(1) 四半期貸借対照表	7
(2) 四半期損益計算書	8
第1 四半期累計期間	8
2 その他	13
第二部 提出会社の保証会社等の情報	14
[四半期レビュー報告書]	

【表紙】

【提出書類】	新規上場申請のための四半期報告書
【提出先】	株式会社東京証券取引所 代表取締役社長 岩永 守幸 殿
【提出日】	2025年2月17日
【四半期会計期間】	第31期 第1四半期（自 2024年1月1日 至 2024年3月31日）
【会社名】	株式会社ビジュアル・プロセッシング・ジャパン
【英訳名】	Visual Processing Japan Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 三村 博明
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区恵比寿四丁目20番7号 恵比寿ガーデンプレイス センタープラザB 1
【電話番号】	03-4361-2018（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 松本 勝裕
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区恵比寿四丁目20番7号 恵比寿ガーデンプレイス センタープラザB 1
【電話番号】	03-4361-2018（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 松本 勝裕

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第31期 第1四半期累計期間	第30期
会計期間	自2024年1月1日 至2024年3月31日	自2023年1月1日 至2023年12月31日
売上高 (千円)	296,224	1,056,114
経常利益 (千円)	38,366	140,390
四半期（当期）純利益 (千円)	27,179	90,020
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—
資本金 (千円)	35,000	35,000
発行済株式総数 (株)	1,400,000	1,400,000
純資産額 (千円)	687,493	667,314
総資産額 (千円)	1,040,240	1,082,059
1株当たり四半期（当期）純利益 (円)	19.41	64.30
潜在株式調整後1株当たり四半期（当期）純利益 (円)	—	—
1株当たり配当額 (円)	—	5.00
自己資本比率 (%)	66.1	61.7

- （注） 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 持分法を適用した場合の投資利益については、当社は関連会社を有していないため記載しておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期（当期）純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないので記載しておりません。
4. 当社は、第30期第1四半期累計期間については四半期財務諸表を作成していないため、第30期第1四半期累計期間に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2【事業の内容】

当第1四半期累計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において判断したものであります。なお、当社は、前第1四半期累計期間については四半期財務諸表を作成していないため、前年同四半期累計期間との比較分析は行っておりません。

(1) 経営成績の状況

当第1四半期累計期間における我が国の経済は、ウクライナ問題や中東情勢等の地政学リスクなどからエネルギー資源や原材料の価格高騰などの不安とともに、引き続きの円安や物価高など、依然として先行き不透明な状況下にあります。

このような環境の中、当社が事業展開するDAMマーケットでは、ChatGTP等の生成AIの話題性もあり、引き続きDXのニーズと関心は高い状況にあります。

当社の事業においても、主力製品のDAMシステムであるCIERTOを中心に順調に推移しており、当社が訴求する「企業活動における媒体・コンテンツの制作・管理・配信のためのDXソリューション」のビジネスは着実にマーケットに浸透しております。

その結果、当第1四半期累計期間の経営成績は、売上高296,224千円、営業利益37,269千円、経常利益38,366千円、四半期純利益27,179千円となりました。

また、当社はDXソリューション事業の単一セグメントであるため、主要なサービスごとの概況を以下に記載しております。

①クラウド型

大手食品メーカー2社と大手製造メーカー2社へのCIERTO DAM及びCIERTO PIMの納入が完了するとともに、CIERTOクラウドの増設拡張の案件が複数発生したことから、当第1四半期累計期間における売上高は130,252千円となりました。

②オンプレミス型

印刷会社のシステムリプレイス等が順調に進んだことから、当第1四半期累計期間における売上高は9,341千円となりました。

③保守

保守サービスは安定的に推移しており、当第1四半期累計期間における売上高は57,315千円となりました。

④開発

複数の受託開発案件の納品が完了したことから、当第1四半期累計期間における売上高は70,394千円となりました。

(2) 財政状態の状況

①資産、負債及び純資産の状況

(資産)

当第1四半期会計期間末における資産合計は1,040,240千円となり、前事業年度末に比べ41,819千円減少いたしました。これは、主に現金及び預金が506千円増加したものの、受取手形及び売掛金が20,983千円、受託開発に係る仕掛品が21,802千円減少したこと等によるものであります。

(負債)

当第1四半期会計期間末における負債合計は352,746千円となり、前事業年度末に比べ61,998千円減少いたしました。これは、主に買掛金が9,409千円増加したものの、1年内返済予定の長期借入金が1,500千円、未払法人税等が41,227千円、前受金が16,080千円、賞与引当金が15,900千円減少したことによるものであります。

(純資産)

当第1四半期会計期間末における純資産合計は687,493千円となり、前事業年度末に比べ20,179千円増加いたしました。これは、当期純利益27,179千円、剰余金の配当7,000千円によるものであります。

(3) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）に記載した「経営者による経営成績、財政状況及びキャッシュ

ュ・フローの状況分析」中の会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について重要な変更はありません。

(4) 経営方針・経営戦略等

当第1四半期累計期間において、当社が定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第1四半期累計期間において、当社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	5,600,000
計	5,600,000

②【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数（株） （2024年3月31日）	提出日現在発行数（株） （2024年5月15日）	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	1,400,000	1,400,000	非上場	(注) 1, 2
計	1,400,000	1,400,000	—	—

(注) 1. 当社の普通株式は完全議決権株式であります。

2. 当社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を要する旨を定款に定めております。

(2)【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

②【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2024年1月1日～ 2024年3月31日	—	1,400,000	—	35,000	—	—

(5)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2024年3月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 1,400,000	1,400,000	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。1単元の株式数は1株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	1,400,000	—	—
総株主の議決権	—	1,400,000	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1. 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第216条第6項の規定に基づき、第1四半期会計期間（2024年1月1日から2024年3月31日まで）及び第1四半期累計期間（2024年1月1日から2024年3月31日まで）に係る四半期財務諸表について、双葉監査法人による四半期レビューを受けております。

3. 四半期連結財務諸表について

当社は子会社がないため四半期連結財務諸表を作成しておりません。

4. 最初に提出する四半期報告書の記載上の特例

当新規上場申請のための四半期報告書は、「企業内容等開示ガイドライン24の4の7-6」の規定に準じて前年同四半期との対比は行っておりません。

1 【四半期財務諸表】

(1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年12月31日)	当第1四半期会計期間 (2024年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	635,927	636,434
受取手形及び売掛金	※ 114,600	※ 93,616
仕掛品	65,919	44,116
その他	30,162	43,789
貸倒引当金	△687	△561
流動資産合計	845,922	817,395
固定資産		
有形固定資産	44,935	42,911
無形固定資産	55,271	56,818
投資その他の資産	135,929	123,114
固定資産合計	236,137	222,844
資産合計	1,082,059	1,040,240
負債の部		
流動負債		
買掛金	36,654	46,064
1年内返済予定の長期借入金	6,000	4,500
未払法人税等	42,739	1,512
前受金	217,738	201,657
賞与引当金	22,050	6,150
その他	89,562	92,861
流動負債合計	414,744	352,746
負債合計	414,744	352,746
純資産の部		
株主資本		
資本金	35,000	35,000
利益剰余金	632,314	652,493
株主資本合計	667,314	687,493
純資産合計	667,314	687,493
負債純資産合計	1,082,059	1,040,240

(2) 【四半期損益計算書】

【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第1四半期累計期間 (自 2024年1月1日 至 2024年3月31日)
売上高	296,224
売上原価	131,764
売上総利益	164,459
販売費及び一般管理費	127,190
営業利益	37,269
営業外収益	
為替差益	1,106
その他	4
営業外収益合計	1,110
営業外費用	
支払利息	13
営業外費用合計	13
経常利益	38,366
特別利益	
投資有価証券売却益	2,461
特別利益合計	2,461
税引前四半期純利益	40,827
法人税、住民税及び事業税	1,513
法人税等調整額	12,135
法人税等合計	13,648
四半期純利益	27,179

【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)

※ 四半期会計期間末日の満期手形等の会計処理については、満期日に決裁が行われたものとして処理しております。なお、当第1四半期会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の四半期会計期間末日満期手形等が四半期会計期間末残高に含まれております。

	前事業年度 (2023年12月31日)	当第1四半期会計期間 (2024年3月31日)
受取手形及び売掛金	11,517千円	15,424千円

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費（無形固定資産に係る減価償却費を含む。）は、次のとおりであります。

	当第1四半期累計期間 (自 2024年1月1日 至 2024年3月31日)
減価償却費	10,339千円

(株主資本等関係)

当第1四半期累計期間（自 2024年1月1日 至 2024年3月31日）

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2024年3月29日 定時株主総会	普通株式	7,000	5	2023年12月31日	2024年3月29日	利益剰余金

2. 基準日が当第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(持分法損益等)

当社は、関連会社を有していないため、当該事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第1四半期累計期間（自 2024年1月1日 至 2024年3月31日）

当社は、DXソリューション事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

収容な顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年3月31日)
クラウド	130,252
オンプレミス	9,341
保守	57,315
開発	70,394
その他の収益	28,921
顧客との契約から生じる収益	296,224
その他の収益	-
外部顧客への売上高	296,224

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第 1 四半期累計期間 (自 2024 年 1 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)
1 株当たり四半期純利益	19 円 41 銭
(算定上の基礎)	
四半期純利益 (千円)	27,179
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—
普通株式に係る四半期純利益 (千円)	27,179
普通株式の期中平均株式数 (株)	1,400,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	—

(注) 潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないので記載しておりません。

(重要な後発事象)

(ストック・オプションとしての新株予約権の発行)

当社は2024年2月29日開催の当社取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の取締役及び従業員に対するストック・オプションとして下記のとおり新株予約権を発行することを決議し、2024年3月4日に割当が完了しております。

第1回新株予約権

決議年月日	2024年2月29日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 3 当社従業員 51
新株予約権の数(個)	70,400
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 70,400 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,534 (注) 2
新株予約権の行使期間	自 2026年3月1日 至 2034年1月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,534 資本組入額 767
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4

(注) 1. 本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割(株式無償割当を含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、割当日以降、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合またはその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。

なお、割当日以降、当社普通株式につき株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額＝調整前行使価額／分割・併合の比率

また、当社が1株当たりの時価を下回る払込金額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場

合またはその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

3. 新株予約権の行使の条件

- ①新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても当社または当社の関係会社の取締役、監査役、従業員のいずれかの地位を有していることを要するものとする。ただし、当社または当社の関係会社の取締役または監査役を任期満了により退任した場合、従業員を定年で退職した場合、当社が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- ②新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は、当社が承認した場合に限り、新株予約権を行使することができる。
- ③①及び②にかかわらず、新株予約権者は、当社の株式がいずれかの金融商品取引所への上場（以下「株式公開」という。）後半年が経過するまでの期間は、新株予約権を行使することはできないものとする。ただし、当社が新株予約権の行使を特に認めた場合はこの限りではない。
- ④その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

4. 組織再編時の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

イ 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

ロ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

ハ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）１．に準じて決定する。

ニ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）２．で定められる行使価額を調整して得られる組織再編後の行使価額に、上記ハに従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

ホ 新株予約権を行使することができる期間

上表に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上表に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

ヘ 新株予約権の行使の条件

（注）３．に準じて決定する。

ト 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。

チ 再編対象会社による新株予約権の取得事由

以下に準じて決定する。

- ①当社が吸収合併により消滅会社となる場合、または株式交換・株式移転により完全子会社となる場合、取締役会の決議をもって、当該新株予約権者の有する新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- ②新株予約権者が権利を行使する前に、（注）３に規定する条件により権利を行使する条件に該当しなくなった場合、または新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社取締役会が別途定める日をもって、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期財務諸表に対する四半期レビュー報告書

2025 年 2 月 10 日

株式会社ビジュアル・プロセッシング・ジャパン
取締役会 御中

双 葉 監 査 法 人

東京都新宿区

代表社員

業務執行社員

公認会計士

菅 野 豊

代表社員

業務執行社員

公認会計士

庄 司 弘 文

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所「有価証券上場規程」第 216 条第 6 項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ビジュアル・プロセッシング・ジャパンの 2024 年 1 月 1 日から 2024 年 12 月 31 日までの第 31 期事業年度の第 1 四半期会計期間（2024 年 1 月 1 日から 2024 年 3 月 31 日まで）及び第 1 四半期累計期間（2024 年 1 月 1 日から 2024 年 3 月 31 日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ビジュアル・プロセッシング・ジャパンの 2024 年 3 月 31 日現在の財政状態及び同日をもって終了する四半期会計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している

四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかど

うかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上